各種障がい者支援制度をご存じですか？

12月3日から12月9日は「障害者週間」です。市では、障がい者が社会・経済・文化など、様々な分野の活動に積極的に参加できるよう、各種支援を行っています。ぜひご利用ください。

各種障害者手帳をお持ちの人が利用できる制度	
補装具の交付・修理	体の不自由な部分を補う補装具の交付・修理に係る費用の一部を助成します。
日常生活用具の給付・貸与	自立した生活を支援・実現するための用具（ストマ用装具・特殊寝台など）の給付・貸与に関する費用の一部を助成します。
各種手当	重度の障がいによる特別な精神的、物理的な負担を軽減するため、特別障害者手当、特別児童扶養手当など、各種手当が支給されます。
ヘルプマーク・ヘルプカード	外見から障がいが分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていると知らせることで、援助を受けやすくするために配付しています。
障害福祉サービス	障がい程度や居住などの状況をふまえ、地域の中で生活を続けていけるよう、移動の介護や家事援助、施設入所などの支援を受けられるサービスです。
障害児通所支援サービス	障がいがあったり発達に心配がある児童に療育を提供するサービスです。日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
地域生活支援事業	障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を送れるよう支援をする事業です。自宅で機械浴を行う訪問入浴や、聴覚障害などで意思疎通に支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳などを行う人を派遣する事業などがあります。
いばらき身障者等用駐車場利用証	障がいがある人や高齢者、妊産婦などに、身障者等用駐車場の利用証を発行しています。

※ここで紹介しているものは一部です。所得や障がいの程度・種類などにより、対象とならない場合もあります。

障がいには、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害があります。

外見から障がいがわからない人でも、ヘルプマークやヘルプカードで周囲の援助などを必要としていることを知らせています。見かけたら、できる範囲で手助けをお願いします。



問 社会福祉課 社会福祉G　☎52-1111　内線135

難病患者福祉見舞金の申請を受け付けます

▶**対象**：指定難病特定医療費受給者証または一般特定疾患受給者証を持っている人で、本市に住所がある人
※生活保護法による扶助者は除く。
▶**申請方法**：下記必要書類を、社会福祉課または各支所へ直接または郵送で申込み
①指定難病特定医療費受給者証または一般特定疾患受給者証
②振込先口座番号がわかるもの（通帳など）
▶**申請期間**：12月1日（火）～2月22日（月）　▶**支給額**：年額20,000円
※前年度の受給者には、申請のお知らせを11月下旬頃に通知します。

問 社会福祉課 社会福祉G　☎52-1111　内線135